

○免税ツール(キティちゃん)

※英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語の併記



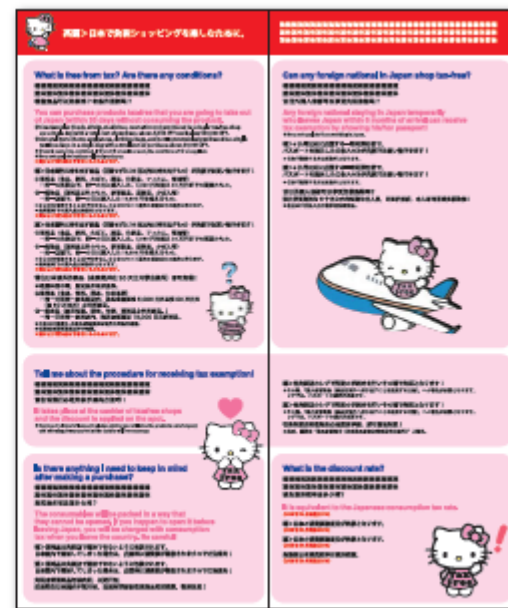
ポスター
サイズ: B1

(裏表紙)

(表紙)



(中面)



二つ折りリーフレット
サイズ: H250mm × W100mm

※使用期限を平成27年3月末までとさせていただきます。

○免税ツール(和柄)

※英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語の併記



ポスター
サイズ: B1

(裏表紙)



(表紙)



(中面)



二つ折りリーフレット
サイズ: H250mm × W100mm

○掲載内容について

○ポスター掲載内容

日本土産で人気のお菓子、化粧品などもすべて免税！
買ったその場で免税！手間いらずで、たくさんお買い物！

○冊子掲載内容

Q1 何が免税になるの？条件はある？

A1. 日本国外に持ち出す商品(消費せずに30日以内に持ち出すもの)が免税でお買い物できます！

* 品目により購入条件が異なります。

①消耗品(食品、飲料、薬品、化粧品等) ...同一の免税店で、同一の日に購入した、5,000円を超え50万円までの範囲のもの。

②一般物品(家電製品、服飾品、かばん等、消耗品以外のもの。) ...同一店舗で、同一の日に購入した10,000円を超えるもの。

* ①と②を合算することはできません。①と②のセット販売の場合は①の条件に準じます。

* 商用目的での購入品は対象外となります。

* 国により持ち込みできないものもあります。

Q2 訪日外国人は誰でも免税でお買い物できるの？

A2. 6か月以内に出国する一時的滞在者で、パスポートを提示したご本人のみが免税でお買い物できます！

* 日本で勤務する方は対象外となります。

Q3 免税手続きの方法教えて！

A3. 各免税店のレジで所定の手続きを行いその場で免税となります！

* その際、「購入者誓約書(商品を海外へ持ち出すことを約束する文書)」への署名が必要となります。レジでは、パスポートの提示が必要です。

Q4 購入後も注意することある？

A4. 消耗品は免税店で開封できないように包装されます。日本国内で開封してしまった場合は、出国時に消費税が徴収されますのでご注意を！

Q5 免税される税率はどのくらいなの？

A5. 日本の消費税相当分が免税となります。